

## 06 犯罪被害者等支援条例



令和7年4月  
犯罪被害者等支援の専門相談窓口を開設



被害者支援のさらなる充実を図るため、**犯罪被害者等支援条例を上程**

## ■ 制定理由

犯罪に巻き込まれた被害者やその家族等  
がおかれている状況への理解を深め、  
寄り添った支援を提供するため

## ■ 条例の概要

犯罪被害者等支援に関する区の基本理念  
を定めるとともに、区の姿勢を表明し、  
誰もが安全で安心して暮らせるまちの  
実現を目指す

特色

犯罪被害者等への支援に加え

**犯罪等への予防** についても言及

区内の学校対象  
デートDV予防教室

町会等と連携した  
パトロール

など

## 06 犯罪被害者等支援条例

## 条例に基づく 具体的な支援策

	支援メニュー	金額・概要
経済的支援	遺族支援金	30万
	重傷病支援金	10万
	遺族子育て支援金	18歳以下の子一人につき30万
	性犯罪被害者支援金	10万
日常生活支援	配食サービス	60食分
	家事等支援サービス	家事等援助 144時間分
	育児等支援サービス	育児支援ヘルパー 70時間分 ベビーシッター 上限144時間 子どもショートステイ 上限6泊7日 等
	居住支援費用助成	転居費用 20万円 居宅清掃費用 20万円 宿泊費用 上限6万円・最大6泊まで
	弁護士費用助成	上限20万
	カウンセリング費用助成	上限10万
	性犯罪被害者支援費用助成	診察料など 上限5万

新たに創設

## 06 犯罪被害者等支援条例

## 特色

対象を広く捉え、寄り添った支援を提供

相談窓口 .....

相談できる方

区民に関わらず 誰でも相談可能



具体的な支援策 .....

	対象となる方	申請期限
経済的支援	①犯罪被害にあわれた方で区に在住・在勤・在学の方（そのご遺族を含む） ②区内在住のご遺族	原則7年 性犯罪被害者支援金は12年
日常生活支援	被害発生時およびサービス提供時に区内在住の方（そのご遺族を含む）	犯罪行為の発生を知った日から2年 ※カウンセリング費用助成は初診から2年